日本機能水学会会報 No.15

令和 2(2020)年 6 月 30 日　日本機能水学会（編集責任 堀田国元事務局長）
〒141-0021　東京都品川区上大崎 2-20-8 （一財）機能水研究振興財団内
TEL 03-3495-0251, E-mail：kinousui-gakkai@fwf.or.jp, http://www.fwf.or.jp

目　次

巻頭言「電解プロセスとしての機能水への期待」錦 善則…… (1)
日本機能水学会：市民公開講座及び第 18 回学術報告…… (3)
三遠南信水機能活用研究会講演会（公開講座）…… (4)
生物安全実践講習会報告 …… (4)
日本医療・環境オゾン学会設立 25 周年記念学術大会 …… (5)
第 78 回ウォーター研究会セミナー …… (6)
日本機能水学会第 19 回学術大会について …… (7)
令和 2(2020)年度総会報告…… (8)
第 7 期役員（理事・監事）および評議員名簿…… (9)
2019 年度決算報告…… (10)
日本機能水学会会則 …… (11)
日本機能水学会細則 …… (15)
日本機能水学会入会申込書 …… (18)

電解プロセスとしての機能水への期待

錦　善則
デノラ・ペルメレック株式会社

地球環境技術：

機能水の多くは電解プロセスにより製造されている。電解プロセスの歴史において、食塩電解は代表的な基幹技術として 135 年の歴史を有するが、塩水を電気分解して、苛性ソーダ、塩素、水素を製造する原理は、塩素系機能水の製法と同等であるといえる。国内ソーダ生産は 100%がイオン交換膜法によるものとなり、1970 年代の水銀法時代では NaOH 1 トンあたり約 3,500kWh であった電力原単位が、現在では 2,400kWh 以下まで低減された。電力コストの高い日本では、高電流密度化の要請の中で、さらに電力原単位の向上を目指した研究開発が進んでいる。国内における塩素生産量は 350 万トン/年に達し、その中で次亜塩素酸ソーダ生産量は 4%程度に相当する。そのほか、電気・電子機器、電池で利用されている銅箔製造、めっき、防食や水処理などの主要技術として、電解プロセスは一般的には見えにくくわかりにくい技術であるが、日々のくらしに大いに役立っている。

一方で、化石エネルギーを他のエネルギーに転換する国際的指針を受け、また、原子力エネルギーへの不安が払拭されていない現状において、電力の自由化・多様化、エネルギーミックスを旗印に、太陽光や風力などの再生可能エネルギーの導入が進められている。この自然エネルギーは天候による変動が大きいため、変動を緩和する 1 つの手段として大規模二次電池が利用されているが、地球的規模での天候の局在化や季節変動に対応するには容量不足である。電力の長距離送電ではそのエネルギー損失が無視できない。そこで、電気エネルギーを安定な化学物質（エネルギーキャリア）に変換し、貯蔵・輸送する技術の開発が研究されている。水素はキャリアとしての第 1 候補であり、燃料電池車やエネファームなどがその先駆けといえる。エネルギーの安定化を確実に行うための、水素を製造する MW 級レベルの大規模な水電解技術は、究極の二酸化炭素フリー社会の実現に向けて、不可欠な開発テーマに位置づけられている。地球環境への配慮という壮大な目標において、電解プロセスの貢献が期待されている。

生活環境技術：

日常の健康的・衛生的生活をサポートする水として、アルカリイオン水、次亜塩素酸水、オゾン水、水素水など、主に電解プロセスにより生成されるさまざまな機能水が、身近なくらしの中で利用されつつある。アルカリイオン水は胃腸病状改善の効果を有することが古くから知られており、2005 年に家庭用電解水生成器が管理医療機器として認可されている。次亜塩素酸を含む電解水は 2002 年に指定食品添加物として認可され、さまざまな分野での消毒装置への応用が進み、農業特定資材としても承認されている。オゾンも既存食品添加物として古くから利用され、食品製造、衛生環境、医療分野などで貢献している。最近では水素ガスあるいは水素水の生体への効果が見出され、これを利用した治療技術が先端的に研究されている。これらの機能水装置はくらしの中で、見やすくわかりやすい製品といえる。

電解プロセスの特徴は、原料と電力があれば、いつでもすぐに有効な物質を生成、使用でき、保存困難な物質の貯蔵の手間がないことである。本学会に関連する数 10g/h 規模の小型オンサイト装置は、機能水装置の約 30 年の歴史の中で、恐らく上記次亜塩素酸ソーダ製造の 1%に満たない生産量と推察される。しかしながら、その特徴を生かすことで、これから到来する社会において適合し、より貢献すると推察している。以下にその理由について整理した。

1. 地理・用途の特殊性への対応：　薬剤としての供給が困難な地域にあるプラント、浄水処理場、船舶などでは、数 100g/h から数 10kg/h 規模の次亜塩素酸ソーダのオンサイト製造装置が利用されている。次亜塩素酸ソーダ生産量は食塩電解と同程度を誇る産業であり、50 年の歴史がある。地理的制限、用途的特殊性がある場合、オンサイト電解装置の利用は必然的である。新たな機能水が代替しうる分野として興味深い。
2. 先端分野における機能水：　電子部品、半導体、液晶などの製造工程での微細加工を可能にする洗浄プロセスにおいて、環境負荷の小さい電解装置が重要な役割を担っている。電解により製造されるオゾンガス（水）、水素ガス（水）など

が、高純度な薬品として、既存の環境負荷の大きい高濃度洗浄液の代替を実現している。このようなオンサイトな薬剤供給システムは、新規な機能水として、より広範な分野で応用できるはずである。このような電解機能水には、過酸化水素、過硫酸、過炭酸などがあろう。

3. 自立・分散型社会の確立：　前述のように、電力が国内の電力源が原子力から再生可能エネルギーへと移り、電力の自由化が進行する中で、住宅・地域規模での自立・分散型社会の確立が期待されている。過剰かつ変動するエネルギーを有効に利用して機能水を生成する仕組み・システムの構築はこれに適合するはずである。
4. 新しいくらしへの貢献：　大きな自然災害をいくつも経験したことで、危機的な状況においても衛生的・健康的なくらしを守るには、経済性だけを追求したライフラインでは不十分である。また、グローバル化における危機管理として、新しい衛生管理手法の仕組み構築が期待される。快適なくらしのために、身近に潜んでいる環境問題、衛生的課題に対して、確固たるデータに基づいて提案された新しい装置・習慣・価値が、受容される時代を迎えている。

電極、隔膜、セルからなる電解装置は、現代社会における工業・産業、生活に少なからず貢献している。小型電解装置は、身近なツールである故に、それぞれの機能水の正しい効果・効能を理解し、利便性、安全性を担保した小型電解装置を開発する必要がある。優れた電解装置の提供を継続する一方で、電極を含めた新材料と新プロセスが融合して、優れた構造設計と運転技術を基に、画期的な電解プロセスが実現されることを期待したい。

日本機能水学会：市民公開講座および第 18 回学術大会報告

大会テーマ：　明日のくらしに役立つ機能水

2019 年 9 月 27～29 日（金～日）、 市民公開講座（27 日午後）、学術セッション（28・29 日終日）、展示（27～29 日）が連日約 180 名の参加者を得て大阪工業大学梅田キャンパスにおいて開催された。

市民公開講座は、（一財）機能水研究振興財団（共催）とアルカリイオン整水器協議会（後援）の協力を得て、「100 歳時代の健康を支える機能水」をテーマとして開催された。開会挨拶（堀田国元機能水財団理事長）と基調スピーチ（吉川敏一機能水学会理事長）に続き、第一部「腸内細菌と健康」と第二部「アルカリイオン水の最新研究成果」の講演が行われた。第一部では、辨野義己先生（理化学研究所特別招聘研究員）「“長寿菌”がいのちを守る～健康長寿 100 歳をめざして～」、内藤裕二先生（京都府立医科大学消化器内科准教授）「京丹後長寿研究から見えてきた長寿菌の発見！」および早川享志先生（岐阜大学応用生物科学部教授）「おなかの健康とレジスタントスターチ」による含蓄深い講演が行われた。第二部では、佐藤勉先生（東海大学医学部教授）「健康は健口から：アルカリイオン水とお口の健康」と小山勝弘先生（山梨大学大学院総合研究部教授）「アルカリイオン水の運動パフォーマンスへ及ぼす影響」によるアルカリイオン水に関する最新研究成果の講演が行われた。さらに、上原健裕アルカリイオン整水器協議会代表幹事が、アルカリイオン整水器について分かりやすい解説を行った。

大会学術セッションは、上記大会テーマのもと、錦善則大会長（デノラ・ペルメレック㈱）による大会長講演「電解プロセスとしての機能水への期待」に始まり、以下のセッションが組まれ、近年の動向や最新成果について発表と活発な討論が行われた： 「機能水をめぐる課題と関連団体の取り組みと展望 1 と 2」、「国際：電解水の評価」、「一般演題」、「ファインバブル水」、「オゾン水（日本医療・環境オゾン学会）」、「飲用機能水（アルカリイオン水、水素水）」、「新技術（ウォーター研究会第 77 回セミナー）」、「消毒・殺菌を考える（機能水研究振興財団令和元年度研修会）」。

中でも、昨年度の大会において始められた「機能水をめぐる課題と関連団体の取り組みと展望」では、今年になって展開された第 30 回日本臨床微生物学会展示や ifiaJapan2019 での協力経験を踏まえて、機能水研究振興財団、微酸性電解水協議会および日本電解水協会が今後連携を深めていくべきことの認識が一段と高まったと印象付けられた。



会場内の様子



展示会場の様子

三遠南信水機能活用研究会講演会(公開講座)報告

2019年10月18日（金）午後に浜松市（静岡新聞・静岡放送21世紀クラブ）において「佐鳴湖の水について～私たちを取り巻く水環境～」をテーマに約40名の参加者を得て開催され、以下の講演が行われた。

講演Ⅰ「最近の静岡をとりまく水の話題から」

静岡大学工学部化学バイオ工学科　戸田三津夫　准教授



浜名湖のアサリ、駿河湾のサクラエビがともに深刻な不漁。伊勢湾のイカナゴは消え、三河湾のアサリも減少。天竜川も問題を抱え、大井川の上流もトンネル工事をめぐり何やら騒がしい。富士川は濁っている。佐鳴湖の調査でも年々魚類の種数が減少している。私たちのまわりの水に何が起きているのか、浜松市、静岡県をとりまくいろいろな水の問題について解説された。

講演Ⅱ「植物プランクトン調査からみた佐鳴湖の水環境」

静岡県立大学食品栄養科学部環境生命化学科　谷幸則　教授



静岡県西部に位置する佐鳴湖は、植物プランクトンの密度が高く、透明度が低い富栄養湖である。最大水深が2 m程度と浅いため、気象条件（降水、日照、風等）の影響を非常に受け易く、植物プランクトン組成が著しく変動することが現地調査から明らかとなった。講演では、佐鳴湖の各季節における優占植物プランクトンの特徴、また、それらが水環境や生態系に与える影響を議論し、佐鳴湖における微小生物の世界について紹介された。



講演会場の様子

＜報告＞　生物安全実践講習会第１回基盤コース

（公財）ルイ・パストゥール医学研究センター（パス研）と（一財）機能水研究振興財団（機能水財団）の共同公益事業として立ち上げた、病原微生物の基礎的知識と取扱い法などに関する「生物安全実践講習会」の第１回基盤コース講習会がルイ・パストゥール医学研究センター（京都市： http://www.louis-pasteur.or.jp）において開催された。新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大懸念により各種の集会が中止になる中で、受講者(32 名)・講師・スタッフ全員がマスクをかけて実施された。以下のプログラム内容に示すように、午前に座学、午後は特別記念講演に続いて実習、そして最後に理解度テストが行われた（座学講師・実習実施社の敬称略）。

午前：　開会挨拶（吉川敏一）、ガイダンス（堀田国元）

座学：　感染症概論（木ノ本雅通）、細菌概論（中野隆史）、ウイルス概論（吉澤重克）、感染防御概論：Ⅰ感染経路対策（本間茂）、Ⅱ殺菌消毒（岩澤篤郎）

午後：　記念講演　「新型コロナウイルス感染症」

藤田直久先生（京都府立医科大学附属病院感染対策/感染症科部長）

実習：　衛生的手洗い（サラヤ）、ATP ふき取り検査（キッコーマン）、生菌の顕微鏡観察（アクアシステム）、防護具（マスク）着脱（興研）

理解度試験：　受講者全員、合格者のうち希望者に認定証を授与

＊今後の予定

新年度（令和 2 年度）からは、講習会を 4 回以上開催（関西方面および首都圏）する予定です。第 2 回基盤コースは新年度前期に東京での開催が予定されています。詳細は、機能水研究振興財団またはルイ・パストゥール医学研究センターの HP に掲載されます。

＜生物安全実践講習会の様子＞



講義



受講の様子（全員マスク）



マスク着脱：興研㈱



衛生的手洗い：サラヤ㈱



生菌顕微鏡観察：アクアシステム㈱



ATPふき取り検査：キッコーマン㈱

日本医療･環境オゾン学会設立 25 周年記念学術大会　中止

2020 年 4 月 19 日（日）に日本薬学会館長井記念ホール（東京都渋谷区）において日本医療･環境オゾン学会主催で開催予定であった学会設立 25 周年記念学術大会は、新型コロナウイルス感染が国内外において急速に拡大し、WHO がパンデミックを宣言したことにより開催中止が決定されました。

詳細は、学会 HP（http://www.js-mhu-ozone.com/）をご覧ください。

日本機能水学会令和２年度総会・第 78 回ウォーター研究会セミナー

兼 機能水研究振興財団研修会

日　時:　令和 2(2020)年 6 月 27 日(土)12:50～17:45（受付 12:20～）
12:50～13:30　機能水学会総会　　13:30～17:45　ウォーター研究会セミナー

会　場:　北里大学薬学部 2 号館 2F　2201 講義室

主催/共催:　日本機能水学会・ウォーター研究会/機能水研究振興財団

参加費(資料代):　会員(機能水学会・機能水財団・オゾン学会)2,000 円、非会員5,000円、学生1,000円

世話人:　菊野理津子・堀田国元・岩澤篤郎

事務局:　日本機能水学会事務局　　TEL　03-3495-0251　　E-mail　kinousui-gakkai@fwf.or.jp

＜プログラム＞

12:50～13:00　開会の辞:　吉川 敏一 （日本機能水学会理事長）
13:00～13:30　令和 2 年度日本機能水学会総会:　第 7 期役員および評議員紹介、事業報告、決算報告
13:30～17:45　第 78 回ウォーター研究会　兼　機能水研究振興財団研修会
＊新型コロナウイルス感染症の拡大により、当初の開催予定(3 月 14 日)を 4 月 11 日に延期したが実現できず、再度延期して 6 月 27 日に実現した。

＜講演＞

13:30～14:20　1. レジオネラについて　座長　土崎尚史
倉　文明 先生 （Hospital Water Hygiene 研究会・国立感染症研究所細菌第一部）

14:20～14:55　2. アルカリイオン水による含嗽の有用性について　座長　才原康弘
佐藤 勉 先生 （東海大学医学部　教授）

14:55～15:20　3. 機能水をめぐる動向:　アルカリイオン水、次亜塩素酸水、生物安全講習会など　座長　本間 茂
堀田 国元（一般財団法人機能水研究振興財団）

15:20～15:35　休憩

15:35～16:20　4. 新型コロナウイルスの脅威と対策　座長　八木澤守正
花木　秀明 先生（北里大学大村智記念研究所感染制御研究センター長）

16::20～16:55　5. ウイルス最前線と消毒剤について　座長　岩澤篤郎
－最近話題のコロナウイルスと新規手法により明らかになったウイルス動態など－
高木 弘隆 （国立感染症研究所安全実験管理部）

16:55～17:30　6. 海洋深層水の効果の評価系について　座長　古米 保
山田 勝久・今田 千秋先生(ディーエイチシー海洋深層水研・東京海洋大学学術研究院)

17:30～17:40　7. 第 19 回日本機能水学会学術大会について　座長　堀田国元
今田 千秋先生 （東京海洋大学学術研究院教授）

17:40～17:45　閉会の辞 岩澤 篤郎 （日本機能水学会副理事長・東京医療保健大学大学院教授）

＊第 19 回学術大会は、会場に予定していた東京海洋大学の新型コロナウイルス感染症予防対策により、9 月一杯はキャンパス内イベント中止となり、1 雄月以降も見通しが不透明となったため、本年度開催を来年度に延期することになった。代替案として機能水シンポジウムを 10 月頃に開催することになった。

日本機能水学会第 19 回学術大会の延期について

今田千秋先生（東京海洋大学教授）を大会長として、「機能水の研究・活用の新しい展開」のもとに開催する予定であった第 19 回学術大会は、会場（東京海洋大学）の新型コロナウイルス対策により来年度に延期を余儀なくされました。基本的には、今年度の企画をスライドすることになりますが、当初 2021 年度に予定されていた第 20 回学術大会（大会長 : 岩澤篤郎東京保健医療大学大学院教授）との合同開催も検討することになりました。以下に、参考まで予定されていた第 19 回学術大会の概要を掲載します。

＜概要＞

会　期： 2020 年 9 月 28～30 日⇒**2021 年秋（予定）に延期**：学術セッション／展示／および市民公開講座を予定

会　場： 東京海洋大学品川キャンパス（予定）　東京都港区港南 4-5-7　http://www.kaiyodai.ac.jp

主　催： 日本機能水学会

共　催： 日本医療・環境オゾン学会、機能水研究振興財団、

後　援： アルカリイオン整水器協議会、微酸性電解水協議会、日本口腔機能水学会、ウォーター研究会
（一社）日本電解水協会

協　賛： 電気化学会電解科学技術委員会、（公財）ルイ・パストゥール医学研究センターほか

組織委員会：　今田千秋（委員長）、日本機能水学会理事長、歴代大会長ほか

プログラム委員会：　岩澤篤郎委員長（日本機能水学会副理事長）ほか

実行委員会：　堀田国元委員長（日本機能水学会事務局長）ほか

大会事務局：　日本機能水学会内（担当：中藤誉子）　e-mail: kinousui-gakkai@fwf.or.jp

＜今田千秋大会長あいさつ:2020 年＞

第 19 回目を迎える本学術大会を東京海洋大学品川キャンパスで開催できますことを大変光栄に存じます。

これまで本学術大会では、「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を獲得した水溶液の中で、処理と機能に関して科学的根拠が明かにされたもの、及び明かにされようとしているもの」という機能水の定義に沿う水について研究発表や活用事例あるいは標準化についての議論が会員はじめ国内外からの参加者によって行われてきました。

本学会の特長は、分散した会場で各セッションを行わずに、一堂に会して研究発表を行える為、様々な機能水分野の研究発表を聴講できる、という事です。そのため、皆様各人の専門領域以外の研究分野の発表からも大いに刺激を得ることができる場にしたいと考えています。その一方で、開催予定であった東京オリンピック 2020 が、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の世界的流行のために延期となりました。この感染症の流行は、世界中で社会活動に大きな負の影響を及ぼしていますが、機能水の活用に関しては大きな正の転機をもたらしつつあるように思います。このような年に東京開催の大会を受け持つ奇縁を感じています。

国や地域の境目を超えて地球規模でヒトやモノが往来し、様々な変化がスピーディーに拡大する現代社会において、正しい情報のアウトリーチ活動もまた、本学会の責務だと思います。こうしたニーズに対応する為、今回の大会では、「機能水の研究・活用の新しい展開」をテーマとしました。多様な機能水について今後どのように研究や活用を進めていくかについて、あるいは世界の動向を見据えて知識をシェアし、社会に貢献していくかなどについて議論できればと思っています。

私自身は、本学会に加入してまだ経験が浅いのですが、機能水に関してさらなる実証データの蓄積や機器の省スペース化、災害時など電力が無いシチュエーションでも利用できる機器の開発、等が求められていると感じています。

以上のこと並びに本学（東京海洋大学）で開催されることを踏まえて、初日に海洋深層水をテーマにした市民公開講座、翌日から 2 日間学術セッションを予定しています。本学は品川駅東口や東京モノレール天王洲駅等から徒歩 10 分という恵まれたロケーションにあります。ぜひ多くの会員の方々のご参加をお待ちいたします。

令和２年度日本機能水学会総会報告

2020（令和 2）年 6 月 27 日（土）・北里大学薬学部 2 号館 2201 講義室において開催された。出席者数及び委任状により総会の成立を確認し、吉川敏一理事長の挨拶の後、以下について堀田国元事務局長からの説明に続いて質疑応答が行われ、承認された。2019 年度の事業報告、決算報告・監査報告、2020 年度事業計画・予算

2019 年度事業報告

1．総会

1）定例　令和元年 6 月 29 日（土）、北里大学薬学部（東京）
平成 30 年度事業報告・決算報告、平成 30 年度事業計画・予算の審議・承認

2．学術大会　第 18 回：平成 30 年 9 月 27～29 日、大阪市（大阪工業大学梅田キャンパス
9 月 27 日：市民公開講座「100 歳時代の健康を支える機能水」
9 月 28～29 日：学術セッション「明日の暮らしに役立つ機能水」
大会長　錦　善則 先生（㈱デノラペルメレック）

3．学術誌　「機能水研究」Vol.14, No.2（7 月刊行）、Vol.15　No.1＆No.2（未刊）

4．講演会等　ウォーター研究会：　2 回（第 76～77 回；6 月東京・9 月大阪、第 78 回（2 月延期→6 月）
日本口腔機能水学会：第 20 回学術大会（2020 年 3 月東京）→　中止（新型コロナウイルス）

5．各種活動

1）理事会　第 1 回（6 月 29 日）：　平成 30 年度事業報告・決算、2019 年度事業計画・予算
第 2 回（9 月 27 日）：　第 18 回学術大会運営確認（大阪市）

2）事務局　会員管理、年会費請求、会計収支集計、会務報告・会員名簿、学会誌、学術大会
機能水ニュースレター：機能水研究振興財団に協力し、計 6 号編集刊行（No.89～94）

3）分科会等　ウォーター研究会：　2019 年度総会（令和元年 6 月 29 日）、セミナー2 回
日本口腔機能水学会：　2019 年年度総会・学術大会→中止

令和2年度事業計画

1．総会　2019 年度事業・決算報告、令和 2 年度事業計画・予算の審議
第 7 期役員（2019～2022 年；理事）の追加承認：　本間茂氏（機能水研究振興財団）

2．学術大会　令和 2 年 9 月 28～30 日（月～水）：　東京海洋大学品川キャンパス（東京）　⇒　来年度に延期
大会長 今田　千秋 先生（東京海洋大学教授）

3．学会誌　「機能水研究」Vol. 15 編集刊行（No.1：9 月、No.2：令和 3 年 3 月を予定）

4．理事会・委員会等活動

1）理事会・評議員会　事業計画・予算の策定および実施状況の管理・調整
2）事務局　会務の連絡調整、会員・会計管理、ニュースレター・学会誌編集、学術大会事務局
3）学会誌委員会 機能水研究：　企画、投稿論文募集・審査、編集
4）学術・集会委員会　講演会の企画調整、文献の調査・評価、標準評価法、用語、ガイドラインの検討等
5）国際委員会　学術大会における国際セッション担当、各国との連絡調整
6）特別委員会　学会のあり方（倫理、個人情報、規則などの検討）等

5．分科会・支部会

ウォーター研究会：　令和 2 年度総会（令和元年 6 月 29 日）、セミナー3 回
関西ウォーター研究会：　令和 2 年度日本機能水学会学術大会協力ほか
日本口腔機能水学会：　令和 2 年度総会（令和 3 年 3 月）

日本機能水学会第7期役員・評議員

2019年度総会(6月30日:北里大学薬学部)において選考委員会(委員:菊地憲次、高木弘隆、錦善則、田中喜典、早川享志、堀田国元)に委ねられた、会則改訂に伴う第7期(任期:2019年4月1日～2022年3月31日)役員(理事・監事)および評議員の選考結果(下記一覧)が理事会(9月26日)に報告され、審議・承認された。また、2020年1月27日の役員会おいて役職も決定された。さらに、2020年度総会(6月27日)において本間茂理事が追加承認された。

役員(理事・監事)および評議員名簿　　(第7期:2019年4月1日～2022年3月31日)

氏名	役割	所属
＜理事20名:11名留任、9名新任*＞		
吉川 敏一	理事長	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター 理事長
岩澤 篤郎	副理事長・学会誌	東京医療保健大学大学院医療保健学研究科 教授
堀田 国元	事務局長	(一財)機能水研究振興財団 理事長
中藤 誉子*	財務・庶務	(一財)機能水研究振興財団事務局 事業部長
藤原 功一	財務・庶務	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター・関西ウォーター研究会
今田 千秋*	学術集会	東京海洋大学学術研究院 教授
菊野 理津子*	学術集会	(一財)北里環境科学センター 微生物部長
小山 勝弘*	学術集会	山梨大学大学院総合研究部 教授
高木 弘隆	学術集会	国立感染症研究所バ安全実験管理部第1室 主任研究員
田中 喜典	学術集会	パナソニック㈱ AP社 技術本部HADC
土崎 尚史*	学術集会	日本微生物クリニック(株) 代表取締役
内藤 博敬*	学術集会	静岡県立農林環境専門職大学 准教授
佐藤 勉*	学会誌	東海大学医学部 教授
錦 善則	学会誌	デノラ・ペルメレック(株) 技術顧問
早川 享志	学会誌	岐阜大学応用生物科学部食品科学系 教授
本間 茂*	学会誌・庶務	(一財)機能水研究振興財団 常務理事
宮下 公一	学術誌	元 豊橋技術科学大学 環境・生命工学系
五十嵐 康弘*	国際交流	富山県立大学工学部 教授
辰巳 英三	国際交流	(国研開)国際農林水産業研究センター生物資源・利用領域 副プロジェクトリーダー
内藤 裕二	国際交流	京都府立医科大学大学院医学研究科消化器内科学 准教授
＜監事2名:1名留任、1名新任*＞		
北洞 哲治		国際医療福祉大学附属熱海病院内科 教授
中山 武久*		(株)アルテック 代表取締役
＜評議員10名:全員新任＞		
菊地 憲次	評議員長	(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター主席研究員
荒川 真一		東京医科歯科大学大学院 教授
五十部誠一郎		日本大学生産工学部マネジメント工学科 教授
小暮 実		元 東京都中央区保健所生活衛生課
才原 康弘		(公財)ルイ・パストゥール医学研究センター
鈴木 潔		鈴木食品微生物研究所
鈴木 隆		(株)ディリーテクノ 企画調査部長
鈴木 鐵也		クイーンズランド大学名誉教授
靏 知光		雪の聖母会聖マリア病院 臨床・教育・研究本部長 副院長
古米 保		富山県立大学地域連携センター 元教授

2020.6.30現在

日 本 機 能 水 学 会

平成31(2019)年度収支決算報告書(平成31年4月1日～令和2年年3月31日)

1. 収入の部

科 目	予 算	決 算	差 額	備 考
年会費	**2,106,000**	**1,819,000**		
個人	1,106,000	769,000	337,000	正会員5千円X152名分+学生3千円X3名分(正会員数179名)
賛助	1,100,000	1,050,000	50,000	21口分X5万円(21社)
その他の収入	**400,000**	**1,091,300**	△ 691,300	
広告	300,000	0	300,000	
補助金戻り	0	100,000	△ 100,000	学術大会より
学会誌、冊子	50,000	25,370	24,630	投稿料(1.1万)、冊子代(1.4万)
その他	50,000	965,930	△ 915,930	大会場使用料戻り(83万)、過払い(10万)、誤入金(3.8万)
小計	**2,506,000**	**2,910,300**	△ 404,300	
繰越	**1,010,623**	**1,010,623**	0	
収入合計	**3,516,623**	**3,920,923**	△ 404,300	

2. 支出の部

科目	予算	決算	差額	備考
学会誌刊行費	**450,000**	**250,216**	**199,784**	第18回学術大会と案分
印刷製本費	400,000	134,676	265,324	Vol.14-2
編集経費	50,000	115,540	△ 65,540	学会誌表紙、過払い(10万)
学術集会等	**500,000**	**1,314,563**	**△ 814,563**	
開催補助	450,000	1,232,563	△ 782,563	W研(10万)、学術大会(30万),大会場使用料(83万)
旅費交通費等	50,000	44,000	6,000	学術大会(理事他22名×0.2万)
その他	0	38,000	△ 38,000	誤入金返金(大会3.6万、W研0.2万)
支部会運営費	**200,000**	**200,000**	**0**	口腔(0万)、関東(20万), 関西(0万)
業務委託費	**1,000,000**	**1,000,000**	**0**	機能水研究振興財団特別会員会費
管理費	**300,000**	**327,246**	**△ 27,246**	
消耗品費	10,000	0	10,000	
通信費	30,000		30,000	
旅費交通費	150,000	212,000	△ 62,000	理事会(21万:6月4.6、12月3.5、1月12.9)、会計監査(0.2万)
会議費	100,000	111,000	△ 11,000	理事会(大会10万)、会議室利用料(1.1万)
その他	10,000	4,246	5,754	振込手数料(8件)他
予備費	**56,000**	**0**	**56,000**	
支出合計	**2,506,000**	**3,092,025**	**△ 586,025**	
単年度収支差額	**0**	**△ 181,725**		
次期繰越	**1,010,623**	**828,898**		
銀行預金	506393	575,363		
ゆうちょ銀行	282673	245,528		
現金	221557	8,007		

2019年度収支監査報告書

2019年度の会計監査を厳密に行った結果、適正に処理されており、収支は正確であることを認める。

令和 2 年 6 月 24 日

監事 中山武久 ㊞　　監事 ㊞

日本機能水学会会則

目 次

第１章 総則

第 1 条 名称

第 2 条 目的と機能水の定義

第 3 条 事業

第 4 条 事務局、事務局長の選出・役割

第２章 会員

第 5 条 会員の種類

第 6 条 正会員（個人）

第 7 条 学生会員

第 8 条 終身会員（称号）

第 9 条 賛助会員（団体または個人）

第 10 条 名誉会員（称号）

第 11 条 特別会員（公益活動団体）

第 12 条 入会手続き

第 13 条 会員の権利

第 14 条 年会費（前納制）

第 15 条 会員の資格および権利の喪失

第３章 役員（理事・監事）および評議員

第 16 条 定員

第 17 条 理事の役割・選出、理事長・副理事長の選出・役割

第 18 条 監事の選出・役割

第 19 条 評議員の選出法

第 20 条 役員・評議員の任期（3 年）
役員の重任（2 回まで）
役員・評議員の兼任不可

第 21 条 役員・評議員の欠員補充

第４章 会議

第 22 条 会議の種類

第 23 条 総会：最高議決会議、開催、成立条件、議長、議決

第 24 条 理事会：開催（通常・臨時）

第 25 条 理事会：議長、役割、成立条件、議決

第 26 条 評議員会：開催、役割、議長、議決

第 27 条 専門委員会：委員選出・任期、兼任

第 28 条 特別委員会：種類、委員選出、任期、重任・兼任

第５章 支部会および分科会

第 29 条 支部会：設置、活動

第 30 条 分科会：設置、活動

第６章 学術集会および学会誌

第 31 条 学術集会の種類（年次学術大会等）

第 32 条 学会誌の刊行

第７章 資産および会計

第 33 条 資産の構成（会費ほか）

第 34 条 会計年度：4 月 1 日～3 月 31 日

第 35 条 寄付・補助金の受領

第８章 会則および細則の改定

第 36 条 会則の制定・改定

第 37 条 細則の制定・改定

第 38 条 内規の制定・改定

日本機能水学会会則

（最新改定 2018.6.30）

第１章　総則

第１条　本会は、日本機能水学会［The Japanese Society for Functional Water(JSFW)］と称する。

第２条　本会は、機能水および関連領域の科学の進歩とその普及を図るとともに、会員相互の交流および国際的な学術交流に寄与することを目的とする。

2 機能水の定義は、「人為的な処理によって再現性のある有用な機能を獲得した水溶液の中、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたものおよびされようとしているもの」とする。

第３条　本会の目的を達成するために次の事業を行う。

1) 日本機能水学会誌（機能水研究；The Journal of Functional Water）、学術図書などの刊行
2) 年次学術大会などの学術集会の開催
3) 国内外の関連学会、関係機関との連絡協力
4) 研究および業績の表彰
5) その他本会の目的の達成に必要な事業

第４条　本会の事務局は、理事会の議を経て理事長が指定する場所に置き、学会誌に明示する。

2 事務局の場所と業務は細則に定める。

3 業務継承の重要性に鑑み、事務局長は事務局委嘱先より選出され、事務局業務を統括する。

第２章　会員

第５条　本会の会員の種類は、次のとおりとする。

1) 正会員
2) 学生会員
3) 終身会員（称号）
4) 賛助会員
5) 名誉会員
6) 特別会員

第６条　正会員は、国内外を問わず本会の目的に賛同する機能水および関連領域の研究者またはこれに関心をもつ個人で、細則に定める年会費を納める者とする。

2 正会員は、当学会の事業活動に積極的に参加するよう努めなければならない。

第７条　学生会員は、本会の目的に賛同する大学院、大学およびこれらに準ずる教育研究機関の院生・学生で、細則に定める年会費を納める者とする。

第８条　終身会員（称号）は、会員資格を連続して 10 年以上維持する 70 歳以上の正会員で、3 万円を納める者とする。以後、年会費の納入を必要としない。

第９条　賛助会員は、国内外を問わず、本会の目的に賛同し、その事業を後援するために細則に定める年会費を納める団体または個人とする。

第 10 条　名誉会員は、機能水分野での学術的貢献または当学会への貢献が顕著な会員の顕彰（称号授与）のために、細則に則り選出される個人とする。

第 11 条　特別会員は、機能水に関係する公益的な活動を行なっている団体で、理事会の議を経て決定する。

第 12 条　会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を事務局に提出する。入会の可否は事務局長が判断し、理事会に報告する。

第 13 条　会員は、細則に定める権利を有する。

第 14 条　年会費は前納制とし、会員は毎年度初めに事務局からの請求に応じて納入しなければならない。

2 年会費の改定は理事会の議を経て総会において決定する。

第 15 条　会員は、次のいずれかに該当する場合、会員資格および細則に定める会員の権利を喪失する。

1) 退会者。退会を希望する会員は、退会届を事務局長に提出する。なお、年会費の未納がある場合にはこれを完納しなければならない。
2) 納入催告を無視した会費滞納および本会に対する運営妨害または誹謗中傷などの名誉毀損により、理事会において除名が議決された会員。

第３章　役員および評議員

第 16 条　本会に次の役員（理事、監事）および評議員を置く。

1) 理事　15～20 名
2) 監事　2 名
3) 評議員　10 名以内

第 17 条 理事は、正会員の中より細則に則り選出され、理事会を構成し、本会の会務を審議し、実行する。

2 理事長は、理事の互選により選出され、本会を代表し、会務を総理する。

3 副理事長は、理事長により選任され、理事長を補佐する。理事長に支障あるときはその職務を代行する。

第 18 条　監事は、理事を除く正会員の中より細則に則り選出され、本会の事業、資産および経理を監査す

る。
第 19 条　評議員は、正会員の中より細則に則り選出する。
第 20 条　理事、監事、評議員の任期は３年とする。
2 理事、監事の重任は２回までとする。
3 理事、監事、評議員のいずれか２つを兼任することはできない。
第 21 条 理事、監事および評議員に欠員が生じた場合、理事長は正会員の中より候補者を推薦し、理事会の承認を受けて補充することができる。補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第４章　会議

第 22 条　本会に次の会議を置く。
1) 総会
2) 理事会
3) 評議員会
4) 専門委員会
5) 特別委員会
6) その他理事会が必要と認める会議
第 23 条　総会は、本会の最高議決会議であり、事業報告・収支決算、事業計画・収支予算、およびその他の重要事項について審議決定する。
2 総会は、年 1 回(原則として年度終了後 3 ヶ月以内)理事長が招集・開催する。
3 総会の議長は理事長が務める。
4 総会は、会員の 1/10 以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。
5 議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第 24 条　理事会は、理事長が定例として年 2 回以上招集する。
2 理事総数の 1/3 以上または監事より、審議すべき事項を示して理事会招集の請求があったときには、理事長はできる限り速やかに臨時理事会を招集しなければならない。
第 25 条　理事会は、理事長が議長となり、本会の事業、運営、財務について審議する。
2 理事会は、専門委員会を統括する。
3 理事会は、委任状を含めて理事総数の過半数の出席をもって成立する。
4 議事は、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第 26 条 評議員会は、理事長が年 1 回総会時に招集し、収支決算報告の審議・承認を行う。また、特別委員会の分掌、理事長からの諮問に対する答申を役割とする。
2 議長は評議員の互選で選出する。
3 評議員会は委任状を含めて評議員総数の過半数の出席をもって成立する。
4 議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
第 27 条　専門委員会は、理事会の議を経て設置し、会務執行を補佐する。専門委員は細則に則り理事会の議により選出する。専門委員の任期は 3 年とし、重任を特に制限しない。
第 28 条　特別委員会は、理事会の議を経て、学会あり方委員会、役員・評議員選考委員会、およびその他の特別委員会を置くことができる。
2 特別委員は、細則に則り理事会の議により選出する。
3 特別委員の任期は 3 年とし、重任を特に制限しない。

第５章　支部会および分科会

第 29 条　支部会は、理事会の議を経て地域別に置くことができ、地域別の学術集会を企画、運営する。
第 30 条 分科会は、理事会の議を経て置くことができ、分野別の課題について検討し、学術集会を企画、運営する。

第６章　学術集会および学会誌

第 31 条　学術集会は、理事会の議を経て、次の集会を開催する。
1) 年次学術大会
2) 支部会・分科会
3) 講演会・セミナー
4) ワークショップ
5) 講習会・研修会
6) その他理事会で決定した集会
第 32 条　学会誌は、細則に則り刊行する。

第７章　資産および会計

第 33 条　本会の資産は、次のとおりとする。
1) 財産目録記載の財産
2) 会費
3) 事業に伴う収入
4) 資産から生じる収入
5) 寄付金品
6) その他の収入
第 34 条　本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、

翌年 3 月 31 日に終わる。

第 35 条　本会に対する寄付または補助金などは、理事会の議を経て受けることができる。

第８章　会則および細則の改定

第 36 条 会則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 37 条 細則の制定および改定は、理事会の議を経て、総会において決定する。

第 38 条　内規の制定および改定は、理事会において決定する。

附則

1.この会則は、平成 14 年（2002 年）9 月 13 日より施行する。

2.この会則は、平成 15 年（2003 年）6 月 21 日に改定した。

3.この会則は、平成 30 年（2018 年）6 月 30 日に改定した。

日本機能水学会細則

（最新改定 2018.6.30）

第１章　総則関係

第１条　学会誌および学術集会

1) 学会誌

① 学会誌「機能水研究（The Journal of Functional Water）」は、年 2 回以上発行する。

② 学会誌は、会員に無償で配布する。

③ 会員は、学会誌へ別に定める日本機能水学会誌投稿規定により、投稿することができる。

2) 学術集会

① 年次学術大会は、毎年 1 回秋季に開催する。

② 年次学術大会長は、事務局長を含めた学術集会委員会で候補者を選考し、理事会の承認を経て選任する。

③ その他の学術集会は、春季または夏季に開催することを原則とし、年次学術大会と連携して開催することができる。

④ 学術集会における研究発表は、会員に限る。ただし、会員の知識の向上などを目的に行われる講演に関してはその限りでない。

⑤ 学術集会への参加者は、所定の参加費を納めるものとする。

⑥ 学術集会において発表される内容の要旨は、学会誌または要旨集に掲載する。

⑦ 分科会の学術集会については、当該分科会に一任する。

第２条　事務局

1) 一般財団法人機能水研究振興財団（東京都品川区上大崎 2 丁目 20 番 8 号）内に置く。

2) 事務局業務（下記）は、機能水研究振興財団に委嘱し、事務局長が統括する。

① 会員の管理：入退会（会員異動を学会誌またはホームページに掲載）、名簿、会費納入

＊個人会員情報の取扱いは、個人情報取扱い規定に従って慎重に行う。

＊会費滞納者（3 年）については、幽霊会員の状態で放置せず、理事会に報告する。

② 会計の管理：一般会計、特別会計

③ 役員（理事・監事）、評議員の管理：名簿、任期、役職

④ 各種文書の作成・管理：事業計画・報告、予算・決算、会則・細則・内規、投稿規定

⑤ 会議（総会、理事会、評議員会）における資料の準備、議事録の保管

⑥ 学会誌およびニュースレターの編集・作成および配布・管理

⑦ ホームページの管理

⑧ 各種学会活動の補佐

3) 事務局業務委嘱料は、事務局長が委嘱先と交渉して取り決める。

第２章　会員関係

第３条　会員の義務

1) 年会費は次のとおりとする。

① 正会員　　5,000 円。

② 学生会員　3,000 円。

③ 賛助会員　50,000 円（1 口）。ただし、複数口も可。

④ 特別会員　理事会の議を経て決める。

⑤ 終身会員および名誉会員は、年会費の納入を必要としない。

2) 事務局は、年度初めに正会員、学生会員および賛助会員へ年会費の請求を行う。また、滞納者に対しては督促を行う。

第４条　会員の権利

1) 会員は、総会に参加できる。正会員は意見を述べ、議決に加わることができる。

2) 学術集会など本会が開催する行事に有償または無償で参加できる。ただし、年会費未納の場合は非会員扱いとなる。

3) 会員は、日本機能水学会誌の無償配布および本会刊行の学術図書や資料等の有償または無償の配布を受けることができる。

第５条　名誉会員

1) 名誉会員（称号）は、満 70 歳に達した個人会員を対象とし、特別委員会（学会あり方委員会）において以下の各号に関して、3 項以上の条件を満たす会員を候補者として選考し、理事会および評議員会の承認を経て授与する。

① 機能水および関連領域の科学の進歩、あるいは本会の発展への著しい寄与。

② 学術集会における顕著な業績の発表。

③ 役員・評議員として通算 3 期以上の実績

④ 年次学術大会長、支部長、分科会長としての実績。

2) 海外において長年にわたって機能水の基礎・応用研究を展開し、本学会への貢献が著しい個人に対して理事会の議を経て授与する。

第６条　特別会員

1) 理事会の議を経て選出される。
2) 特別会員の入会金および年会費は無料を原則とするが、場合により理事会の議を経て有料とすることもできる。
3) 特別会員の特典は、情報提供（ニュースレターなど）とホームページのリンクとする。

第３章　役員および評議員関係

第７条　役員（理事、監事）および評議員の選出手順

1) 理事会は、非改選の理事および評議員の中から役員・評議員選考委員会を構成する委員を選出し、候補者の推薦を委嘱する。
2) 理事会は、若干名の候補者を推薦することができる。
3) 役員・評議員選考委員会は、下記の事項を考慮して理事・監事・評議員の候補者を選考し、理事長に答申する。

＜選考の際に考慮すべき事項＞

① 役員改選は、事業運営の継続性を考慮して、全体の半数を原則とする。
② 理事の構成は、専門的分野、地域、世代および学術的活動性などを勘案する。
③ 役員は、満 75 歳を超えて新たな任期に就任できない。
④ 評議員は、満 80 歳を超えて新たな任期に就任できない。
⑤ 任期の途中で欠員が生じた場合は、理事会において対応を協議決定する。

4) 理事長は、理事会および評議員会の議を経て候補者の承認を総会に諮る。

第４章　会議関係

第８条　総会

1) 総会は、原則として年度終了後 3 ヶ月以内に開催する。
2) 総会での審議事項は、理事会および評議員会の議を経ることを原則とする。
3) 総会開催に当たって、事務局は以下の作成を担当する。

① 紙ベースの事業計画・収支予算および事業報告・決算の案。
② 議事進行次第
③ 議事録案。

第９条　理事会

1) 通常理事会は、総会時と年次学術大会時の年 2 回開催することを原則とする。
2) 事業計画・収支予算および事業報告・決算の案は、専門委員会・特別委員会の報告に基づき事務局長がまとめ、理事会に提出する。
3) 理事会議事録は、事務局長が案を作成し、理事長と監事が議事録署名人となる。
4) 年次学術大会については、大会長・事務局を中心とする独自計画・予算とし、学術大会直前の理事会において大会事務局より準備状況報告を受ける。
5) 理事会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第 10 条　評議員会

1) 決算報告など審議事項の結果は、議長から理事長へ報告する。
2) その他、理事長の諮問に適宜応じて審議し、議長名で答申する。
3) 議事録は議長が作成し、互選された議事録署名人とともに署名し、事務局が保管する。
4) 評議員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第 11 条　専門委員会

1) 当面、財務・庶務委員会、学術集会委員会、学会誌委員会、国際交流委員会、技術・標準化委員会の 5 委員会とする。その他、理事会で必要と認めた委員会を適宜設置する。

① 財務・庶務委員会： 事務局と協働し、財務、広報などを分掌する。
② 学術集会委員会： 講演会、講習会、研修会などの集会を分掌する。
③ 学会誌委員会： 学会誌を分掌し、学会誌投稿規定を作成する。
④ 国際交流委員会:諸外国の機能水研究者との交流を分掌する。
⑤ 技術･標準化委員会: 科学技術情報の入手と整理、用語・評価法などを分掌する。

2) 各委員会は、理事会で選出された 2～3 名の理事で構成する。専門知識を有する評議員や正会員を加えることができる。委員数は 5 名までを原則とする。
3) 専門委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第 12 条　特別委員会

1) 学会あり方委員会は、原則として理事・評議員・事

務局長で構成される。委員数は原則として 7 名までとする。

2) 役員・評議員選考委員会は、原則として非改選の理事・評議員の中から理事会において選出する。委員数は原則として 7 名までとする。

2 当該改選期の年度初めに活動を開始し、総会直前の理事会・評議員会までに選考を終え、理事長に答申する。

3) 特別委員会の委員長は原則として評議員が務める。

4) 特別委員会の活動費用、旅費、交通費は内規に定める。

第５章　支部会および分科会関係

第 13 条　支部会

1) 理事会の議を経て全国各地に支部を置くことができる。

＊現在、関東支部会（ウォーター研究会）、関西支部会（関西ウォーター研究会）がある。

2) 各支部長は、理事会において承認する。

3) 各支部は、支部役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各支部は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

第 14 条　分科会

1) 学術的また機能的分野に分け、理事会の議を経て分科会を設けることができる。

2) 分科会長は、理事会において承認する。

3) 各分科会は、分科会役員を選任し、年次活動計画を立て、実行する。

4) 各分科会は、活動補助費を事務局（本部）から受けることができる。

5) 年度末に活動報告を事務局宛てに提出する。

附則

1. この細則は、平成 15 年 6 月 21 日から施行する。
2. この細則は、平成 30 年（2018 年）6 月 30 日に改定した。

FAX： 03-5435-8522（一般財団法人機能水研究振興財団内 日本機能水学会事務局）

Mail： kinousui-gakkai@fwf.or.jp

日本機能水学会　正会員・学生会員申込書

申込年月日　　年　　月　　日

1. 会員の種類（〇で囲んでください）：　正会員　　学生会員

ふりがな

2. 氏　　名：

3. 所　　属：

〒

4. 住　　所：

5. ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：

6. E-Mail：

※お願い　下記研究会に既に所属している場合は、〇印を記入してください。
機能水研究振興財団賛助会員、日本口腔機能水学会、関西ウォーター研究会、
アルカリイオン整水器協議会、微酸性電解水協議会、日本医療･環境オゾン学会

【会費について】

年会費（消費税不課税）は、正会員（個人）5,000 円、学生会員 3,000 円です。会計年度は 4 月～翌 3 月です。
会員は、学会誌（当面、年 1～2 回）の配布を受け、各種集会に会員価格にて参加することが出来ます。

【会費　振込先】

会費は下記へお振込み下さい。なるべく、郵便振替をご利用下さいます様お願い致します。
また、振込手数料についてはご負担願いますと共に銀行振込の場合は処理上、会員氏名と振込み名義人が一致する様ご配慮頂きたくお願い申し上げます。

・ゆうちょ銀行　〇一九（ゼロイチキュウ）店　当座　０３３２７２３
・三菱ＵＦＪ銀行　恵比寿支店　普通　１４１４８０７
口座名義　日本機能水学会

問合せ先　日本機能水学会事務局
〒141-0021　東京都品川区上大崎 2-20-8
一般財団法人　機能水研究振興財団内
TEL 03-3495-0251　FAX 03-5435-8522

FAX：03-5435-8522（一般財団法人機能水研究振興財団内 日本機能水学会事務局）

Mail： kinousui-gakkai@fwf.or.jp

日本機能水学会　賛助会員申込書

申込年月日　　年　　月　　日

ふりがな
1. 会 社 名：

ふりがな
2. 担当者名：

3. 部　　署：

〒
4. 住　　所：

5. ＴＥＬ：　　ＦＡＸ：

6. E-Mail：

※お願い　下記研究会に既に所属している場合は、〇印を記入してください。
機能水研究振興財団賛助会員、日本口腔機能水学会、関西ウォーター研究会、
アルカリイオン整水器協議会、微酸性電解水協議会、日本医療･環境オゾン学会

【会費について】

年会費（消費税不課税）は、50,000 円（一口）です。会計年度は 4 月～翌 3 月です。
会員は、学会誌（当面、年 1～2 回）の配布を受け、各種集会に会員価格にて参加することが出来ます。

【会費　振込先】

会費は下記へお振込み下さい。なるべく、郵便振替をご利用下さいます様お願い致します。
また、振込手数料についてはご負担願いますと共に銀行振込の場合は処理上、会員氏名と振込み名義人が一致する様ご配慮頂きたくお願い申し上げます。

・ゆうちょ銀行　〇一九（ゼロイチキュウ）店　当座　０３３２７２３
・三菱ＵＦＪ銀行　恵比寿支店　普通　１４１４８０７
口座名義　日本機能水学会

問合せ先　日本機能水学会事務局
〒141-0021　東京都品川区上大崎 2-20-8
一般財団法人　機能水研究振興財団内
TEL 03-3495-0251　FAX 03-5435-852

「機能水研究」投稿規定

1．「機能水研究」の掲載要項

「機能水研究」は、日本機能水学会（以下学会）の機関誌で、学会の定める定義*の機能水に関する論文（原著、症例・事例報告、短報、資料、総説）および学会・集会の抄録ならびに学会活動に関することを掲載する。

*機能水の定義： 人為的な処理によって再現性のある有用な機能を付与された水溶液の中で、処理と機能に関して科学的根拠が明らかにされたもの、及び明らかにされようとしているもの。

2． 著者の資格

1） 投稿論文の場合、著者には日本機能水学会会員が含まれること、および責任著者は本学会会員に限る。また、投稿者は予め全ての著者の同意を確認の上、論文投稿をする。

2）総説などは原則として編集委員会の依頼によるものとし、本学会会員に限定しない。

3． 掲載論文の著作権

掲載論文の著作権は日本機能水学会に属する。

4． 原稿の形式と部数

原稿（原著、症例・事例報告、短報、資料）は他誌を含め未掲載のものに限る。邦文または英文いずれの投稿の場合も、申込み用紙と原稿の PDF を e-mail で送信する。同時に、電子ファイルを e-mail で送信する。電子ファイルは、原則として Windows で作成し、本文は Word、表は Word あるいは Excel、図は PowerPoint が望ましい。その他の形式の場合は事務局に問合せること。ファイルサイズが大きい場合は、他の確実な方法（WEB 便、CD-R 等）で送付する。なお、英文投稿および和文の英文要旨については、予め英文校閲を受けてから投稿する。

5． スタイル（詳細は、「付記 論文の書き方」を参照のこと）

1）原著： ①論文表題・著者名・所属・所在地、②要旨（600 字以内）、③キーワード（5 つ以内）、④序文、⑤材料と方法（実験方法）、⑥成績（結果）、⑦考察、⑧結論（必須ではない）、⑨謝辞（必須ではない）、⑩参考文献、⑪英文の表題・著者名・所属・要旨（500 words 以内）、⑫図表、の順に記述する。なお、図表は英語表記でも可とする。

2）症例・事例報告： ①論文表題・著者名・所属・所在地、②要旨（600 字以内）、③キーワード（5 つ以内）、④序文、⑤症例・事例、⑥考察、⑦謝辞（必須ではない）、⑧参考文献、⑨英文表題・著者名・所属および英文要旨（500 words 以内）、⑩図表、の順に記述する。なお、図表は英語表記でも可とする。

3）短報： ①論文表題・著者名・所属・所在地、②キーワード（5 つ以内）、③本文、④参考文献、⑤図表、の順に記述する。なお、英文要旨（300 words 以内）を付ける。原則として、後に原著を投稿すること。

4）資料：原著論文に準ずる。

5）総説：①論文表題・著者名・所属・所在地、②英文の表題・著者名・所属、③本文、④図表、の順に記述する。なお、図表は英語表記でも可とする。

6． 長さ

1）原著： 邦文は A4 用紙（1,000 字）で 12 枚以内（要旨、図表、文献を含む）。英文は A4 用紙 15 枚以

内（要旨、図表、文献を含む）。図表は半頁に相当する。

2）症例・事例報告： 邦文は A4 用紙（1,000 字）6 枚以内（要旨、図表、文献を含む）。英文は A4 用紙 8 枚以内（要旨、図表、文献を含む）。図表は半頁に相当する。

3）短報： 邦文は A4 用紙（1,000 字）4 枚以内（図表、文献、英文要旨を含む）。英文では A4 用紙 5 枚以内（図表、文献を含む）。図表は半頁に相当する。

4）資料：原著論文に準ずる。

5）総説：邦文は A4 用紙（1,000 字）で 20 枚以内（要旨、図表、文献を含む）。英文は A4 用紙 25 枚以内（要旨、図表、文献を含む）。図表は半頁に相当する。

７． 投稿先

投稿原稿は、原則として e-mail で提出する。

E-mail： kinousui-gakkai@fwf.or.jp

（容量： 50MB 未満、ファイルサイズが大きい場合は WEB 便あるいは CD-R で下記宛に送付）

〒141-0021 東京都品川区上大崎 2-20-8
一般財団法人機能水研究振興財団内
日本機能水学会 機能水研究編集委員会

８． 審査および採否

1）投稿論文が編集委員会において受付処理された日を受付日（Received）とし、掲載可と決定した日を受理日（Accepted）とする。なお、投稿原稿は返却しない。

2）投稿論文掲載の採否は複数のレフェリーの査読を経て編集委員会において決定する。

3）投稿論文の査読結果は受付日より 2 ヶ月以内に投稿者に通知する。

4）編集事務局が著者に審査結果を送信後、特殊な事情がなく著者からの返送を受け取るまでの期間が 2 ヶ月を超えた場合は、返送原稿の受取り日を持って新しい受付日とし、再投稿扱いとする。

９． 校正

初校は原則として著者校正とする。校正に際してはミスプリント以外の校正・変更は原則として許され ない。ただし、編集委員会は原稿中の字句等について加除修正を行うことがある。

１０． 掲載料

1）掲載論文は刷り上がり 6 頁まで 5 千円とする。

2）超過した分については別途 1 頁につき 1,500 円を課す。

3） 著者の希望により特殊用紙（アート写真、カラー写真など）を用いて印刷した場合も著者負担とする。

4）掲載料の請求は論文掲載後に行う。

１１． 別刷

1）責任著者への PDF 形式の電子別刷は無料で配布する。

2）紙面別刷を希望の場合は、総説など依頼論文に限っては 30 部までは無料とし、それを超える分については有料とし、依頼論文以外のもの（原著、短報等）についてはすべて有料とし、50 部単位で受付ける。料金は別途定める。

3）投稿申込み用紙に別刷形式別（両方も可）と、紙面別刷希望の場合は送付先・請求先と希望部数を明記する。料金に関する問合せは学会事務局（TEL: 03-3495-0251, E-mail: kinousui-gakkai@fwf.or.jp）に連絡のこと。

附 則

1．この投稿規定は、2003 年 8 月 15 日より施行する。
2．この投稿規定は、2009 年 3 月 7 日に改定した。
3．この投稿規定は、2017 年 4 月 13 日に改定した。
4．この投稿規定は、2017 年 12 月 21 日に改定した。

※ 予告なく変更することがあります。ご不明な点は事務局までお問い合わせください。

機能水研究別刷代（単位：円）

ページ	50 部	100 部	150 部	200 部
1～2	3,000	4,000	5,000	6,000
3～4	4,000	6,000	8,000	10,000
5～6	5,000	8,000	11,000	14,000
7～8	6,000	10,000	14,000	18,000
9～10	7,000	12,000	17,000	22,000
11～12	8,000	14,000	20,000	26,000

（税抜）

※ 表紙なし
※ 納入運賃は実費

付記 論文の書き方

１． 書式

1）A4 用紙を用いて、Windows Word で作成することを原則とする。

2） 上下左右 3cm の余白を取り、40 字×25 行で文書を作成する。余白部分に図表の挿入箇所を記入する。左側に行番号を入れて作成するのが望ましい。

3）原則として、図は Windows PowerPoint、表は Windows Word あるいは Excel により作成する。他のソフト使用の場合は、事務局に問合せのこと。

4）フォント： 邦文は MS 明朝、英文は Times New Roman を使う。

5）フォントサイズ：タイトルは 14 ポイント、著者名は 12 ポイント、所属と本文は 10 ポイントとする。

6）刷り上がりの書式にしないこと（編集事務局で行う）。

２． 要旨

1）原著と症例・事例報告、資料は 600 字以内、短報は 300 字以内とする。

2）要旨は、論文中における研究の本質が明らかになるように簡潔にまとめる。

3）要旨においては略号を使わない。

4）英文要旨は 500words（短報は 300words）以内とし、タイトル、著者名、所属機関名、所在地を併記する。英文要旨の日本語訳を添付すること（紙面掲載はしない）。

３． 本文

1）一般的な論文の執筆様式に準じて記載する。

2）略語を使用するときは、最初は正式名称で記述した後にその略語を（ ）内に記し、以後その略語を用いる。

3）登録商標名を使用する際は、最初を大文字とし、商標名の末尾右肩に®または TM を付す。

４． 図表

1）図表は 1 ページに 1 図（表）を作成する。

2）書式フォーマットにはめ込む際に、幅が適当に縮小される可能性があることを考慮する。

3）各図表の余白部分に図表の番号（図 1、表 1 など本文と一致するもの）、タイトル、脚注を書く。

4）図表は英文表記も可とする。

５． 謝辞

研究助成金に対する謝辞は、助成団体の名称、助成番号を記す。また、研究や論文執筆に際して助力を得た人に対する謝辞は、本人の許可を得た上で記す。

６． 倫理規定

生物を対象とした論文の場合、原則として責任著者の所属する倫理委員会の承認を得ているものとし、承認番号がある場合は、記載すること。ただし、倫理委員会の審査を行なわなかった研究においては、ヘルシンキ宣言、厚生労働省「疫学研究に関する倫理指針」及び「臨床研究に関する倫理指針」など研究倫理に関する指針を厳守して実施した研究であることがわかることを方法に記述すること。

７． 利益相反自己申告

著者全員について有無を記載する。有の場合は、具体的に記載する。

８． 参考文献

1）本文中においては該当者名または事項の右肩に出現の順に 1)のように番号を付すとともに、末尾に参考文献引用順に一括して記述する。

2）公表が未確定の投稿論文は引用できない。採択されたものは引用可とし、（印刷中）と付記する。

3）雑誌の略名は当該雑誌の採用略名を使用する。参考文献の雑誌名や単行本名はイタリック表記する。巻号は太字にする。

4）著者が 3 名以上の場合は初めの 3 名を記載し、以下“ほか”または“et al.”とする。

① 大角晃弘、高橋智恵子、堀場昌英 ほか：日本の地方衛生研究所、保健所、結核病症保有病院における結核菌の保管と輸送等の設備と技術．結核、83：591-598, 2008.

② Koseki K, Nakagawa A, Seki H et al.: Drinking alkaline electrolyzed water suppresses the elevation of serum triglyceride level in rats. J. Functional Water, 3:1-6, 2007.

③ 堀田国元：強酸性電解水の生物活性はどうなのか．強酸性電解水の基礎知識（ウォーター研究会編）、pp.18-32、オーム出版、東京、1997.

④ Salyers AA, Whitt DD: Chapter 4. The first line of defense against infection: Prevention and the phagocytic cell response. In Bacterial Pathogenesis. A Molecular Approach. Second Edition, pp.53-68, American Society for Microbiology, Washington, D.C., 2002.

5）ホームページのアドレスを記載する際には、その閲覧日を西暦で明記すること。

機能水研究　　第15 巻 第 1 号

発 行 日	2020 年（令和 2 年） 11 月 10 日
定　　価	3,000 円（会員無料）
発 行 者	日本機能水学会 吉川敏一 編集担当 堀田国元、齋藤典子
事 務 局	〒141-0021 東京都品川区上大崎 2 丁目 20 番 8 号 一般財団法人 機能水研究振興財団 内 TEL: 03-3495-0251 FAX: 03-5435-8522 E-mail: kinousui-gakkai@fwf.or.jp http://www.fwf.or.jp
表紙デザイン	土崎 尚史
印　　刷	小宮山印刷工業株式会社 〒162-0808 東京都新宿区天神町 78（電話 03-3260-5211）

（無断転載・複写を禁じます）